別記

露店等の開設における遵守事項

第１　消火器

（１）　対象火気器具等（消火器の設置については、電気ホットプレート、ＩＨ調理器、電子レンジ、電気乾燥器、電気温水器を除く。）を使用する露店等では消火器を設置すること。

（２）　消火器はあらかじめ点検し、腐食、変形及び損傷しているもの、安全栓（上部の黄色ピン）が抜けているものは設置しないこと。

（３）　個々の露店等において設置するときは、Ａ火災（普通火災）能力単位１以上のものを設置すること。

第２　対象火気器具等

（１）　開設中は対象火気器具等の付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。

（２）　対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。

（３）　対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（低温着火のおそれのある場合の金属製のものを除く。）の上で使用すること。

（４）　対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第３　離隔距離

（１）　客席等（露店等の側方及び後方における客だまりスペースを含む。以下同じ）と対象火気器具等、携帯発電機及び危険物容器との間隔は、おおむね３ｍ以上とし、火災予防上の安全に配慮したものとすること。

（２）　危険物容器から携帯用発電機や他の危険物を燃料とする器具にやむを得ず給油をする場合には、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、かつ、対象火気器具等や客席等からおおむね５ｍ以上離れた場所において当該行為を行うこと。

第４　液化石油ガス

（１）　ＬＰガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避けること。

（２）　ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

（３）　ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

（４）　ＬＰガスを使用する器具及びゴム製のホースは、ＬＰガス専用のものを使用すること。

（５）　ホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

（６）　ホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。

（７）　ホースは、２本以上接続しないこと。

（８）　１本のボンベから２以上の機器に分岐してＬＰガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。

（９）　ＬＰガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

第５　カセットこんろ

（１）　カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。

（２）　カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。

（３）　カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第６　まき、炭等
終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

第７　電気器具
（１）　たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
（２）　コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
（３）　電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

第８　携帯発電機
（１）　事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油の必要がないようにすること。
（２）　可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
（３）　安定した平らな場所で使用すること。
（４）　雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
（５）　燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
（６）　携帯発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
（７）　携帯発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
（８）　給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで、給油すること。
（９）　燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
（１０）　燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
（１１）　取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第９　危険物容器
（１）　危険物の保管は、指定数量の５分の１未満の必要最小限の量とすること。
（２）　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
（３）　携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
（４）　危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第１０　暖房器具
（１）　暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。
（２）　暖房器具を付けたまま、その場を離れないこと。
（３）　燃料を給油するときは、必ず暖房器具の火を消してから行うこと。

第１１　放火防止対策
（１）　夜間などで無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
（２）　可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防炎品の使用等、放火を防止するための対策を講じること。

※１　対象火気器具等とは、移動や持ち運びができる液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具のことをいう。
（例：移動式ストーブ、調理用器具、移動式コンロ、携帯発電機、電気コンロ、電気レンジ、ＩＨ調理器、電気天火（オーブン）、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気温水器等）
※２　危険物とは、消防法別表第１に掲げるものをいう。
（例：ガソリン、軽油、灯油、アルコール等）